

### 3. 今後の政策動向

#### 3-1 政策手法

前述の通り、EU 指令における年次財務報告書の環境報告義務にみられるように、欧州においては年次財務報告書における非財務情報として環境や社会性に関する情報の開示が義務化される方向にある。こうした法制度による開示の義務化が進む一方で、独立した環境報告書や持続可能性報告書の作成については、自主的な取組を促進する政策も進展の方向にあると言える。たとえば、オランダ経済省による個別企業の持続可能報告のランキング評価や、各国及び国際機関において行なわれる環境報告書・持続可能性報告書の表彰制度、さらには金融機関による環境面からの企業評価を促進する施策等がある。今後も、法律による開示の義務化だけでなく、様々な政策の組み合わせによって環境報告書の作成・公表の進展が見込まれる。

#### 3-2 記載項目

近年、各国における環境報告書における記載項目は、生産プロセスだけでなく、製品の使用時や廃棄時の環境影響や国外の事業活動に伴う環境影響に広がる方向にあるといえる。これは環境報告書の公表を義務付ける法律及び環境報告書に関するガイドライン等のいずれからも伺える動向である。

さらに、様々な国際機関や各国における議論は、環境の側面だけでなく、雇用問題等を含む社会的側面に関する記載項目を含めた持続可能性報告書の作成を促す方向へ大きく変化している。特に顕著な例は、2002年におけるGRIガイドラインの改訂である。2002年ガイドラインでは、2000年版と比較して特に経済的指標及び社会的指標についての拡充がみられる。

また、各国政府等による企業の環境報告書の表彰制度も、持続可能性報告書の表彰という趣旨に変更され、審査項目も環境だけでなく社会的側面の開示を求められるようになって<sup>52</sup>。こうした記載項目の変化は、実務上発行されている自主的な環境報告書の内容の変化からも伺われる。

#### 3-3 第三者レビュー

環境報告書の第三者レビューについては、1.で示したイギリス等のガイドラインの他に、いくつかの専門機関において、そのあり方に関する検討が行なわれている。たとえば、国際監査・保証基準審議会（IAASB; International Auditing and Assurance Standards Board）英国勅許会計士協会（ACCA; Association of Certified Chartered Accountants）国際会計士連盟（IFAC; International Federation of Accountants）では、環境報告書の第

---

<sup>52</sup> EUの表彰制度は2003年より持続可能性報告書賞（European Sustainability Reporting Awards）と改名されている。また、イギリス、オランダ、オーストラリアにおいても、政府や会計士協会等による持続可能性報告書の表彰が行なわれている。

三者レビューに関する検討を行なっている。

2004年、英国勅許会計士協会（ACCA）は、「透明性に向けて：グローバル・サステナビリティ報告の進展（Towards Transparency: progress on global sustainability reporting）」という報告書を発行した。この報告書によると、10年前には第三者レビューが行なわれる報告書は20%以下であったが、2003年までに40%に増加しており、企業が第三者レビューの報告書の重要性を受け入れ始めていることが伺われるとしている。地域的にみると、こうしたレビューの進展度合いや方法は異なっており、ヨーロッパ及びオーストラリアにおいて第三者レビューが進み、アメリカにおけるこの分野の進展が遅れていると指摘している。